

保税担当者研修 (平成29事務年度)

監視部 保税地域監督官

◆保税制度の概要

- 1.保税地域の役割
- 2.輸出入手続の概要
- 3.保税地域の種類と機能

◆保税地域における一般規制

- 1.外国貨物を置くことの制限
- 2.外国貨物を置くことのできる期間
- 3.見本の一時持ち出し
- 4.貨物の取り扱い
- 5.外国貨物の廃棄及び滅却
- 6.記帳義務
- 7.関税納付義務（倉主責任）

◆その他

- 保税地域における事務処理手続き
- 貨物の誤搬出に係る非違事例
- 参考:NACCS業務（輸入向け貨物）
- 参考:NACCS業務（輸出向け貨物）
- 参考:NACCS業務（掲示板・保税関係）
- 不審情報について

◆ 保税制度の概要

- 1. 保税地域の役割
- 2. 輸出入手続きの概要
- 3. 保税地域の種類と機能

はじめに

- ☆ 保税という言葉については、関税法上、特に定義はないが、広辞苑によると、「関税の賦課は保留されている状態」となっている。
- ☆ 「貨物の輸出入は、すべて通関手続を要するので、貨物の国内への引取り又は船舶、航空機への積込みに当たっては、通関手続を行うための施設が必要である。また、輸入手続をしないで、外国貨物を特定の場所に蔵置し、または、加工、製造、展示等を行えば、商工経営上便利であり、貿易の振興、文化の交流をはかる見地から有益である。このような必要から設けられたものが保税地域である。」
(「関税法規精解」より)

保税の意義について



- 輸入貨物については
本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間
 - 輸出貨物については、
輸出許可済貨物を外国貿易船等への船積みまでの間
- これらの輸出入貨物に対する各種手続きや規制等を「保税制度」と総称している。

はじめに

- ①「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ②「輸出」とは ⇒ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと
- ③「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で輸入の許可を受けていない
貨物 又は、輸出の許可を受けた貨物
- ④「積戻し」とは ⇒ 外国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと

「輸入」や「輸出」の手続きを「通関手続き」と呼んでいます！



■税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。

- 関税法（関税の徴収、通関手続き、**保税制度** 等）
- 関税定率法（関税率、特殊関税制度、**減免税制度** 等）
- 関税暫定措置法（税率の特例、**減免税制度の特例** 等）

1 保税地域の役割

◆ 保税地域がなかったら・・・

◆ どこからでも貨物を国内に引き取ることが可能。

つまり、貨物は任意の場所に置かれ、**貨物の抜き取り、すり替え**などの不正行為が容易となる。

◆ 社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

社会悪物品等の国内流入

公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 国際的な平和維持・環境保護等



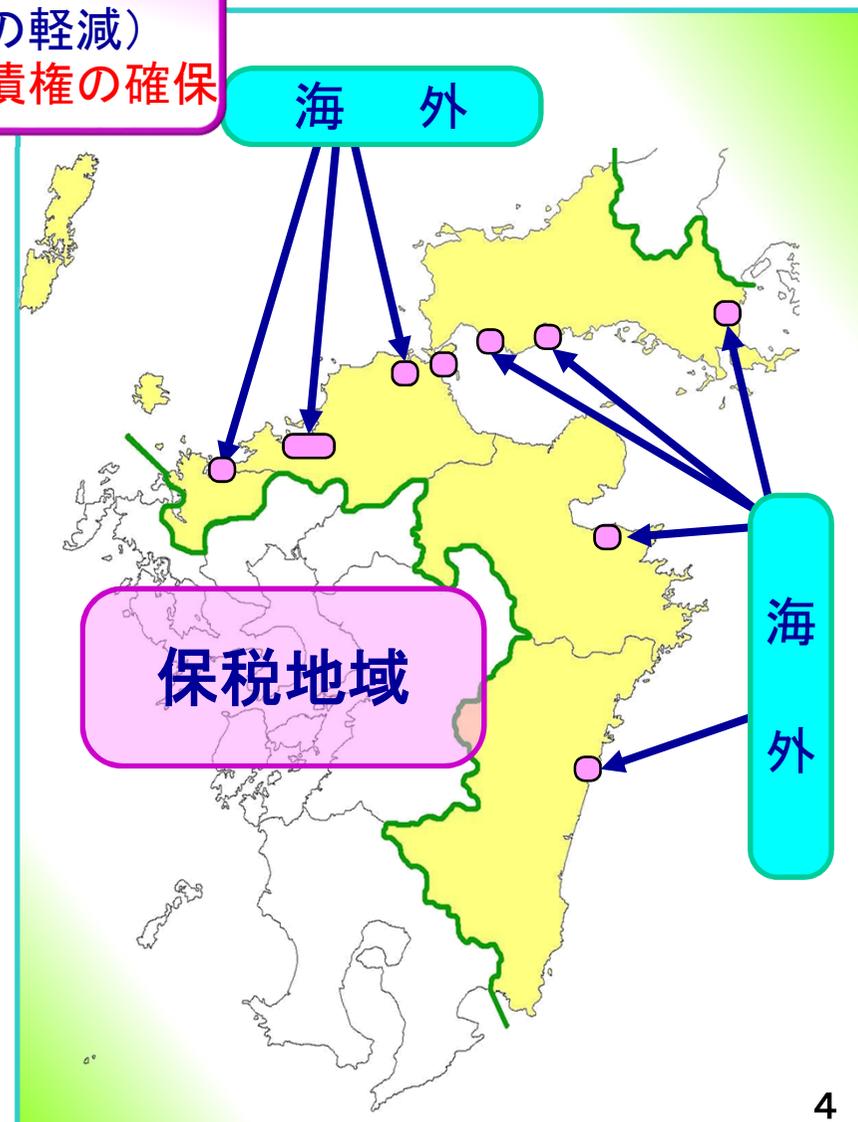
1 保税地域の役割

◆貨物の保税地域への集中
貨物を税関監督下の保税地域
に置いて管理することが効果的

★効率的・効果的な検査の実施
安い行政（行政コストの軽減）

★輸入貨物に係る関税債権の確保

社会悪等の国内流入阻止！



覚醒剤

ローラー一部分に隠匿（H24年12月
門司税関博多税関支署 摘発）



覚醒剤

鉄鉱石様のものの内部に隠匿
（H25年5月 神戸税関本関 摘発）



覚醒剤

大理石の内部に隠匿（H26年1月
門司税関博多税関支署 摘発）



大麻

郵便物（ローソク）に隠匿（H25年
8月横浜税関川崎外郵出張所 摘
発）



大麻

航空貨物（コーヒー袋）に隠匿
（H25年6月東京税関成田航空貨
物出張所 摘発）



コピー商品

郵便物内にコピー商品を隠匿（H25
年8月 東京税関東京外郵出張所 摘
発）

2 輸出入手続きの概要

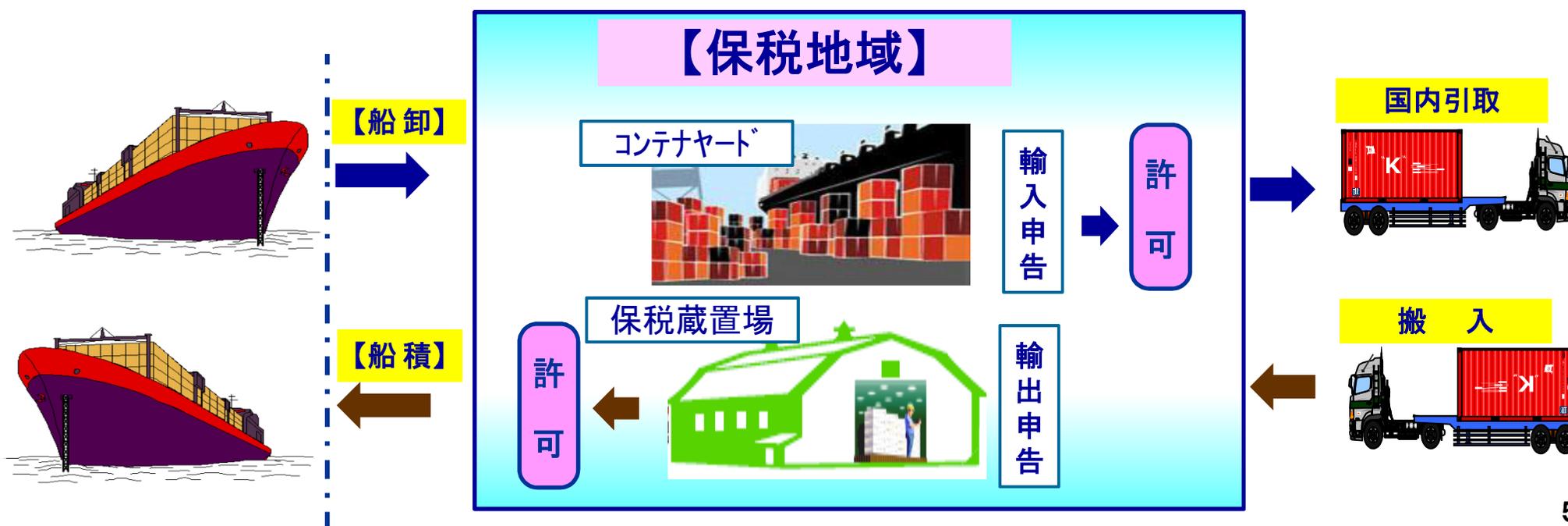
- 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。

また、輸出・輸入の申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。（ただし、輸出は入れる前でも可能）

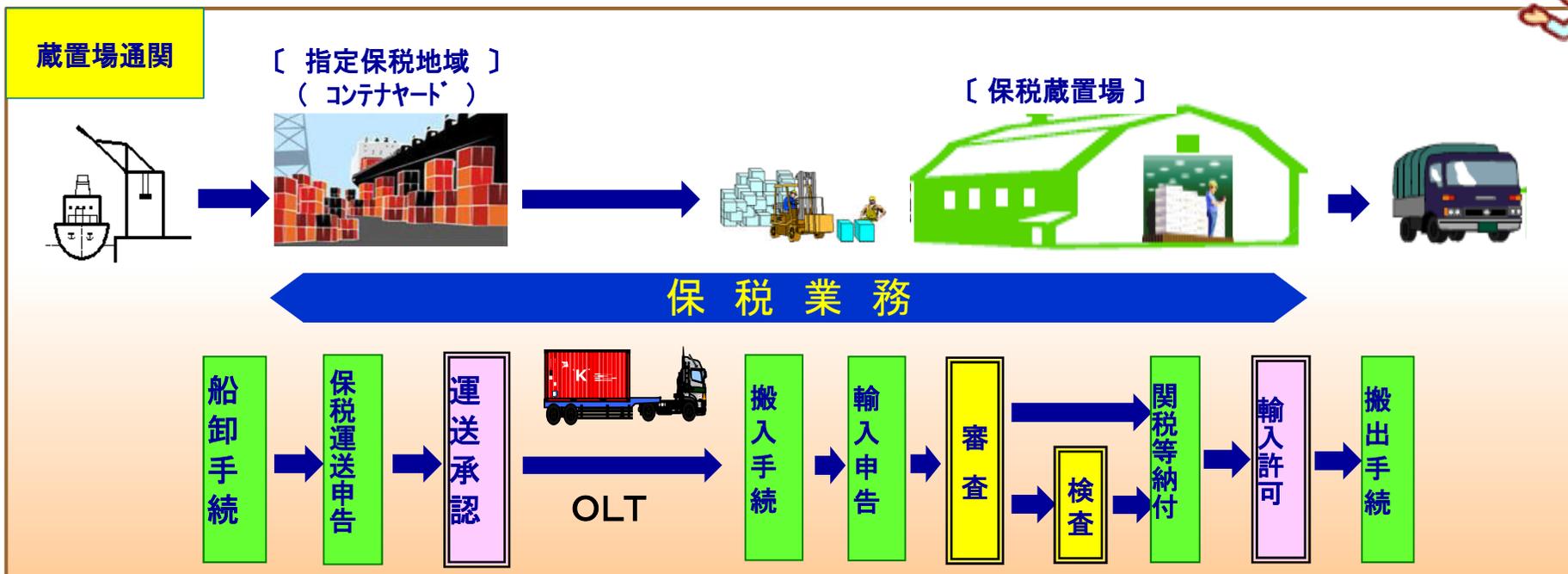
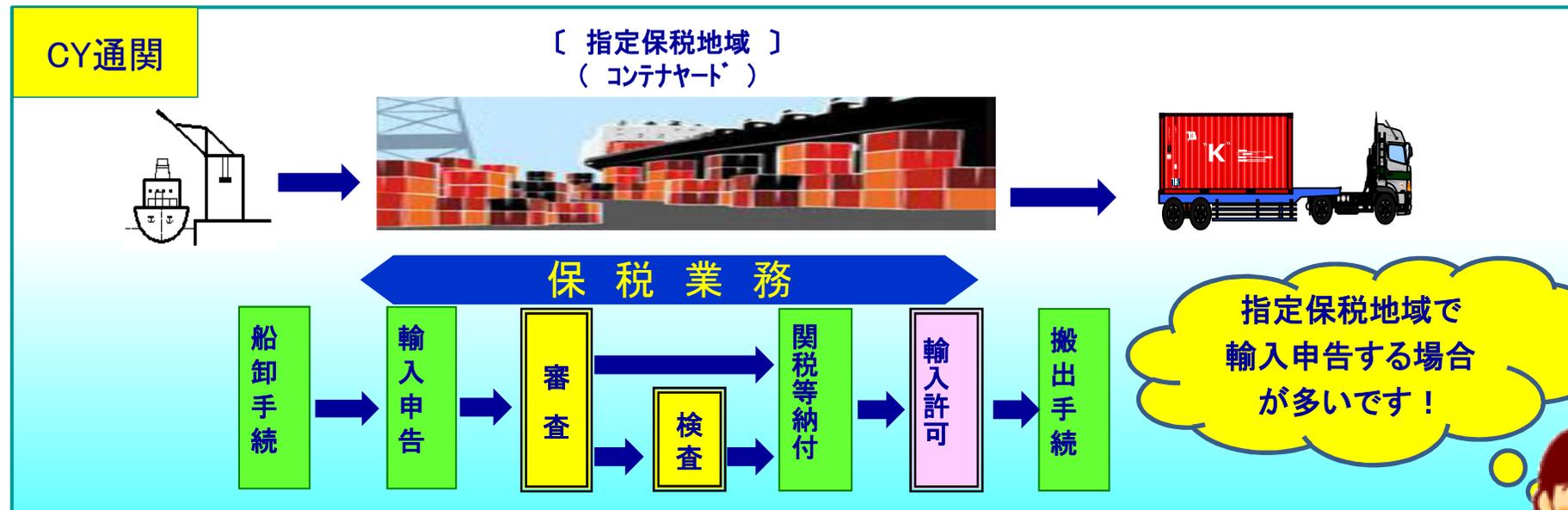
- 輸入の場合、関税及び消費税等を納付しないと輸入の許可を受けることができません。



ここ大事！

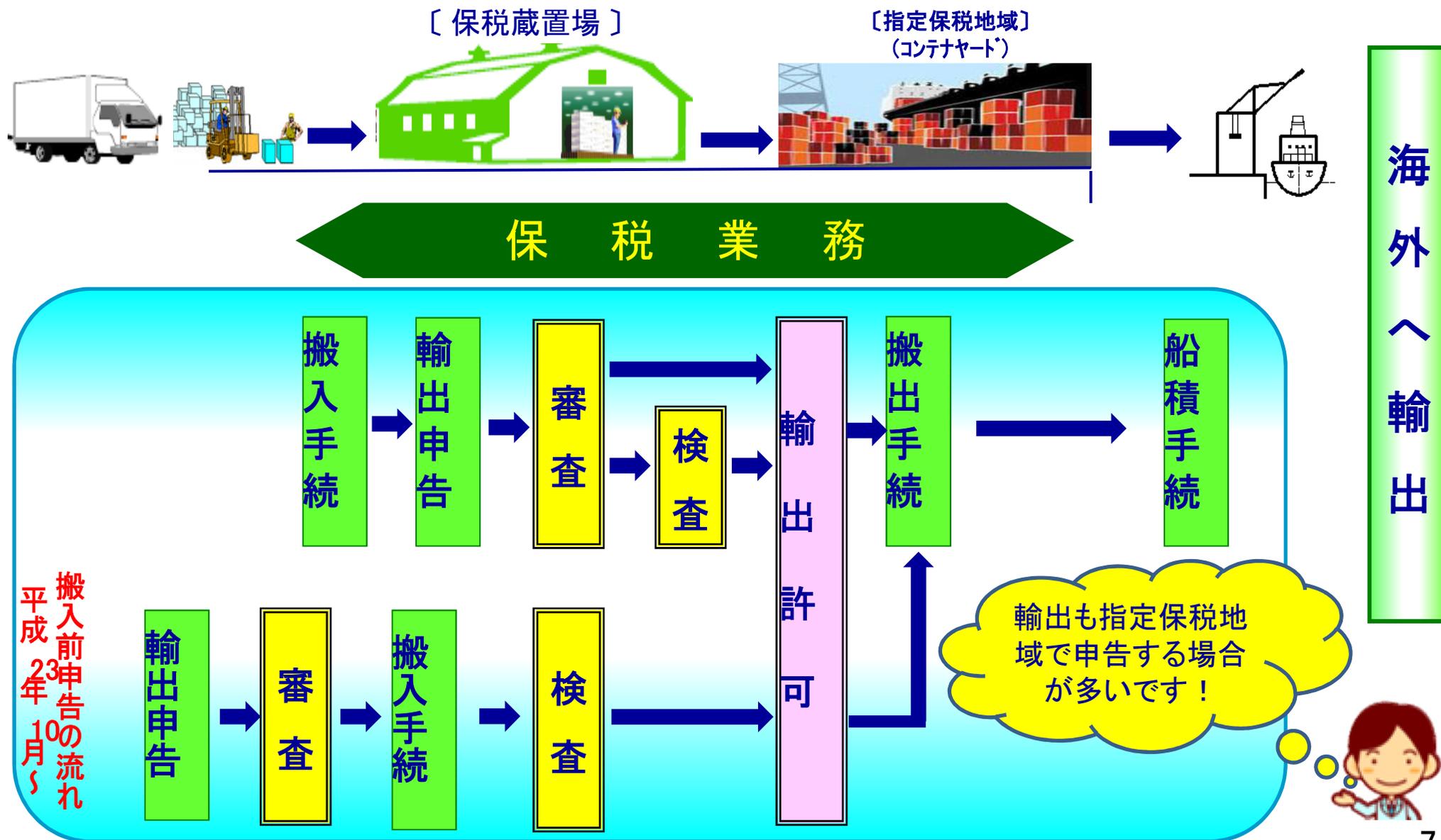


2 輸出入手続きの概要(輸入コンテナ貨物)



国内引取

2 輸出入手続きの概要(輸出コンテナ貨物)



3 保税地域の種類と機能

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可	税関長許可	税関長許可	税関長許可
機能	外国貨物の積卸・運搬・一時蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	外国貨物の積卸・運搬・蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	保税作業(加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ)	展示場を使用積卸・運搬・蔵置・点検・回漕・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 (実務は6年)	10年以内 (実務は6年)	博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間	10年以内 (実務は6年)
蔵置期間	1か月以内	【一時蔵置】 3か月以内 【長期蔵置】 最初の蔵置の承認から2年以内 (延長規定有)	保税工場に入れた日から3か月以内 又は蔵置・保税作業使用が承認された日から2年以内 (延長規定有)	許可期間	総合保税地域に入れた日から3か月以内又は蔵置・保税作業使用等が承認された日から2年以内(延長規定有)

◆ 保税地域における一般的規制

- 1. 外国貨物を置くことの制限
- 2. 外国貨物を置くことのできる期間
- 3. 見本の一時持ち出し
- 4. 貨物の取り扱い
- 5. 外国貨物の廃棄及び滅却
- 6. 記帳義務
- 7. 関税納付義務(倉主責任)

1 外国貨物を置く場所の制限

1. 外国貨物を置く場所の制限（関税法第30条第1項）
外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。

関税法の大原則

例外あり

- ★ 第1号 難破貨物
- ★ 第2号 **保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物**
- ★ 第3号 特定郵便物、刑事訴訟法の規定により押収された物件
その他政令で定める貨物
- ★ 第4号 信書便物のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの
- ★ 第5号 特定輸出貨物（AEO）

1 外国貨物を置く場所の制限

相談事例

太刀浦からOLTで下関に運送されてきた生鮮パプリカについて、到着地でコンテナを開扉したところ、変色し腐敗していた。このまま搬入すると他の貨物に臭いがうつり、商品価値がなくなってしまうことから搬入ができないが、一時的に他所蔵置は可能でしょうか。

回答

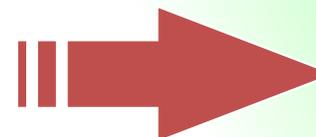
関税法基本通達30-2(4)「腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれがある貨物」に該当し、他所蔵置は可能である。

1 外国貨物を置く場所の制限

保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物
(関税法第30条第1項第2号、関税法基本通達30-2)

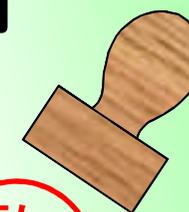
他所蔵置が認められる貨物

- ・ 巨大重量物
- ・ 大量貨物
- ・ 交通不便
- ・ 腐敗変質・他の貨物を汚損
- ・ 貴重品・危険物・生鮮食料品
- ・ 税関長がやむを得ないと認めたもの



場所・期間を
指定

税関長の許可



許可

他所蔵置の許可は、個々の貨物について保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、保税地域以外の場所について特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。したがって、対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

1 外国貨物を置く場所の制限

相談事例

貨物は衣類であるが、近隣に保税蔵置場がないわけではないが、
運送経費がかかるため、荷主の要望により、荷主の敷地内に貨
物を置きたい。他所蔵置は認められるか。

回答

関税法基本通達30-2の貨物の要件を満たしておらず、また、コス
ト削減を目的とした他所蔵置は認められない。

1 外国貨物を置く場所の制限

他所蔵置に係る保税地域についての規定の準用等①
(関税法第36条)

見本の一時持出
(関税法第32条)

公的機関の検査、成分分析等のため持出
(課税上問題がなく、少量のものに限定)

外国貨物の廃棄
(関税法第34条)

腐敗、変質等により本来の用途に供され
なくなった外国貨物をくずとして処分

関税納付義務
(関税法第45条)

外国貨物の亡失時(紛失・盗難等)における
関税の納付義務(倉主責任)

他所蔵置

1 外国貨物を置く場所の制限

他所蔵置に係る保税地域についての規定の準用等②
(関税法第36条)

貨物の取扱い(関税法第40条第1項)

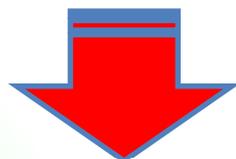
保税地域においては、内容の点検、又は改装、仕分けその他の手入れをする場合、保税台帳に記帳すればでき得る行為(自主記帳)とされているが...

他所蔵置場所においては予め **税関長への届出** を要する！
(他所蔵置場所は、保税地域ではない！！)

1 外国貨物を置く場所の制限

事例

他所蔵置中の外国貨物について、税関に届け出なければならないことは知っていたが、荷主から貨物の引き取りを急かされていたため、税関に届け出ることなく、貨物の仕分け・改装作業を行った。



処 分

関税法第115条の2第5号

1年以下の懲役又は30万以下の罰金

2 外国貨物を置くことのできる期間

1. 指定保税地域

意義(関税法第37条第1項)



国、地方公共団体又は管理を行う法人であって政令で定める者が所有し、管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港において税関手続の簡易、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、又は一時蔵置ができる場所を財務大臣が指定

公共の場所

貨物の収容(関税法第80条第1項)

税関長は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、次に掲げる貨物を収容することができる。

第1号 指定保税地域にある外国貨物で、当該指定保税地域に入れた日から1月を経過したもの。

第2号 保税蔵置場にある外国貨物で . . .

第3号 保税工場にある外国貨物で . . .

：

2 外国貨物を置くことのできる期間

1. 指定保税地域

一か月経過後の措置（関税法基本通達34の2-1(3)ロ）

指定保税地域に搬入された外国貨物のうち、毎月の末日現在において1月経過した外国貨物については、当該保税地域の管理者等において、調査、確認の上、「**長期蔵置貨物報告書**」（税関様式C-3030）を作成し提出する。

注意

- ・ 保税蔵置場も同様に3か月を経過するものについて報告が必要
- ・ システムにより通知された場合は提出を要しない

指定保税地域は、税関手続きの簡易・迅速な処理を図るために一時蔵置できる公共の場所であり、長期間に渡り、貨物を蔵置できる場所ではありません。



2 外国貨物を置くことのできる期間(指定保税地域)

相談事例

指定保税地域に置かれている長期蔵置貨物について、搬出の目途がたたないため、指定保税地域においてIS承認を受けようとしたら受けられないと言われたがなぜか。

回答

指定保税地域は、通関手続き履行のために貨物を一時的に置くことができる公共の保税地域であって、1か月を超えて置くことはできません。

長期蔵置貨物については、保税蔵置場に搬入し、置くことの承認(IS承認)を受けていただければ、2年間蔵置することができます。

2 外国貨物を置くことのできる期間

2. 保税蔵置場

意義(関税法第42条)



- 外国貨物の積卸し、運搬、蔵置ができる場所として税関長が許可
- 申請に基づき許可
- 許可期間は10年以内の期間を指定 ➡ 現行6年を超えないものとする
(関税法基本通達42-10)

外国貨物を置くことの承認(関税法第43条の3)

第1項 保税蔵置場に外国貨物を入れた日から3か月を超えて置く場合は、
税関長の承認(蔵入承認:IS)を受けなければならない

例外

関税法基本通達43の3-5

- 他法令の許可・承認が必要な貨物で、主管官庁に手続き中であること
- 承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であること

➡ 延長可

2 外国貨物を置くことのできる期間(保税蔵置場)

相談事例

現在、海外から到着した貨物をA蔵置場に1か月置いているが、A蔵置場は、保管料が割高のため、B蔵置場に移したい。B蔵置場に貨物を移した場合、A蔵置場に置いていた蔵置期間は通算(合算)されるのか。

回答

関税法第43条の2(外国貨物を置くことの承認)の規定では、法43条の2(外国貨物を置くことができる期間)のように、「当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から」等の記述のように、二以上の保税蔵置場の蔵置期間を通算するという明確な規定になっていないことから、一保税蔵置場毎に外国貨物を3か月置くことが認められる。

よって、一保税蔵置場の蔵置期間が3か月未満であれば、複数の保税蔵置場を保税運送により移動することは可能である。

2 外国貨物を置くことのできる期間(保税蔵置場)

相談事例

輸入者立会いのもと内容点検を行った結果、注文した貨物と違っており、輸入者が、引取りを拒否している貨物がある。
間もなく蔵置期間が3か月を経過するが、手続きはどのようにすべきか。

回答

輸入者が、受取り拒否をしている貨物であることから、積戻し、滅却等の処理が決定するまでの間、関税法基本通達43の3-6(蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)の規定により、「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」(C-3241)を外国貨物を入れた日から3か月を経過する前に提出して下さい。

2 外国貨物を置くことのできる期間（保税蔵置場）

外国貨物を置くことができる期間（関税法第43条の2）

第1項 最初に保税蔵置場に外国貨物を置くことが承認された日から
2年とする

第2項
税関長が**特別な事由**があると認めるときは、必要な期間を指定して**前項の期間を延長**することができる

特別な事由とは？

関税法基本通達43の2-2

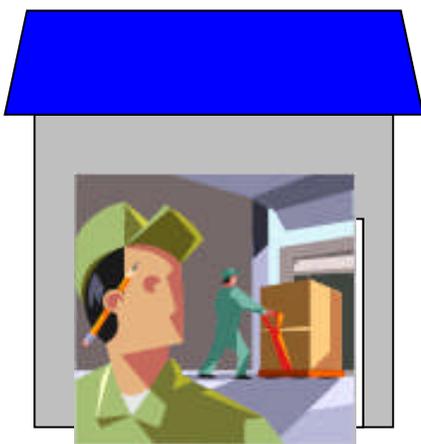
- ・ 積戻し又は国内引き取りが確定しており具体的な搬出予定がある場合
- ・ 市況の急激な変動により、引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合
- ・ ウィスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合
- ・ 船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合等

延長可

2 外国貨物を置くことのできる期間(保税蔵置場)

蔵置期間の計算例(関税法基本通達43の2-1(1))

A 保税蔵置場



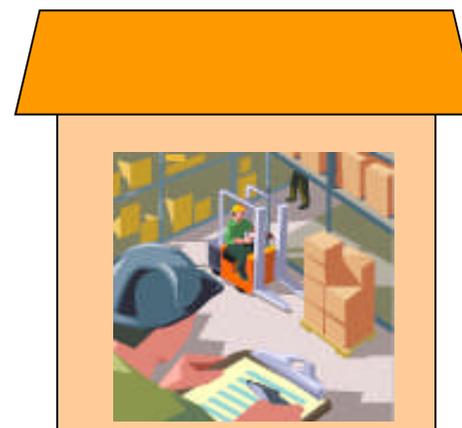
搬入後3ヶ月

(①蔵入承認)

保税運送



B 保税蔵置場



搬入後3ヶ月

(②蔵入承認)

最初の蔵入承認(①)の日から起算して通算2年

2 外国貨物を置くことのできる期間(保税蔵置場)

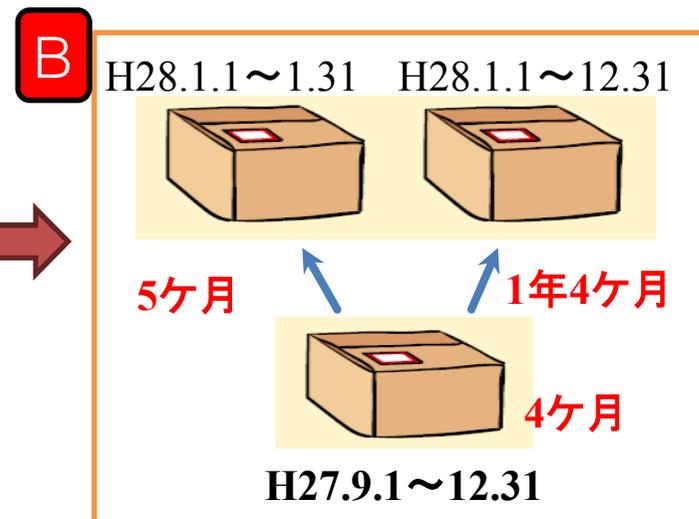
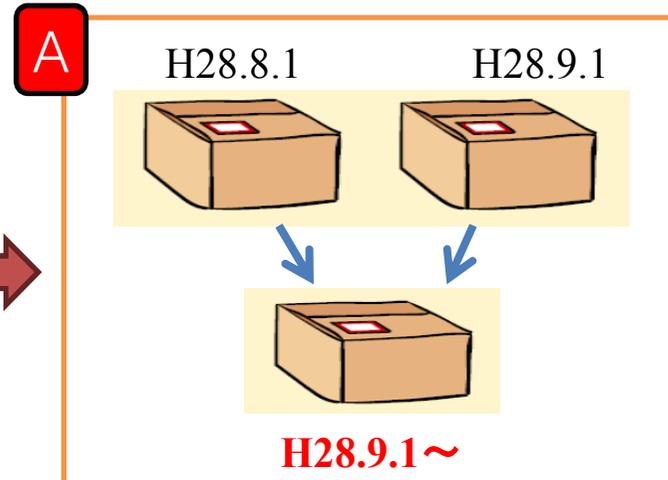
蔵置期間の計算例(関税法基本通達43の2-1(2)(3))

保税蔵置場に置くことの承認を受けた日
が異なる2種以上の外国貨物を使用
して、改装、仕分けその他の手入れが
行われた場合

- 使用された外国貨物のうち、**後に**蔵入れされた貨物に係る当初蔵入承認の日から通算する。

保税蔵置場に置くことの承認を受けた
外国貨物が、2以上の保税蔵置場又は
保税蔵置場以外の保税地域に置かれ
ることとなった場合

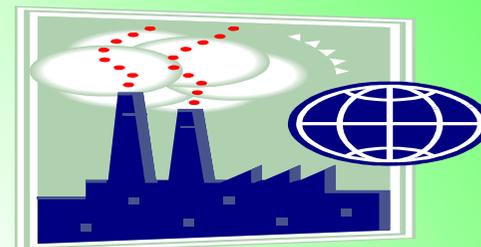
- 最初に保税蔵置場に置くことを承認した日以降、**当該2以上の保税蔵置場に蔵置していた期間を合算する。**



2 外国貨物を置くことのできる期間

3. 保税工場

意義(関税法第56条)



- 外国貨物の加工、製造(混合)、改装、仕分その他の手入れができる場所として税関長が許可
- 許可期間は10年以内(現行:6年以内) (関税法基本通達61の4-1)

外国貨物を置くことのできる期間(関税法第57条)

保税工場において、保税作業で使用する外国貨物を置くことができる期間は、当該保税工場に当該貨物を保税作業のために置くこと又は当該保税工場において当該貨物を保税作業に使用することが承認(IM承認)された日から2年とする(延長有り)

延長可

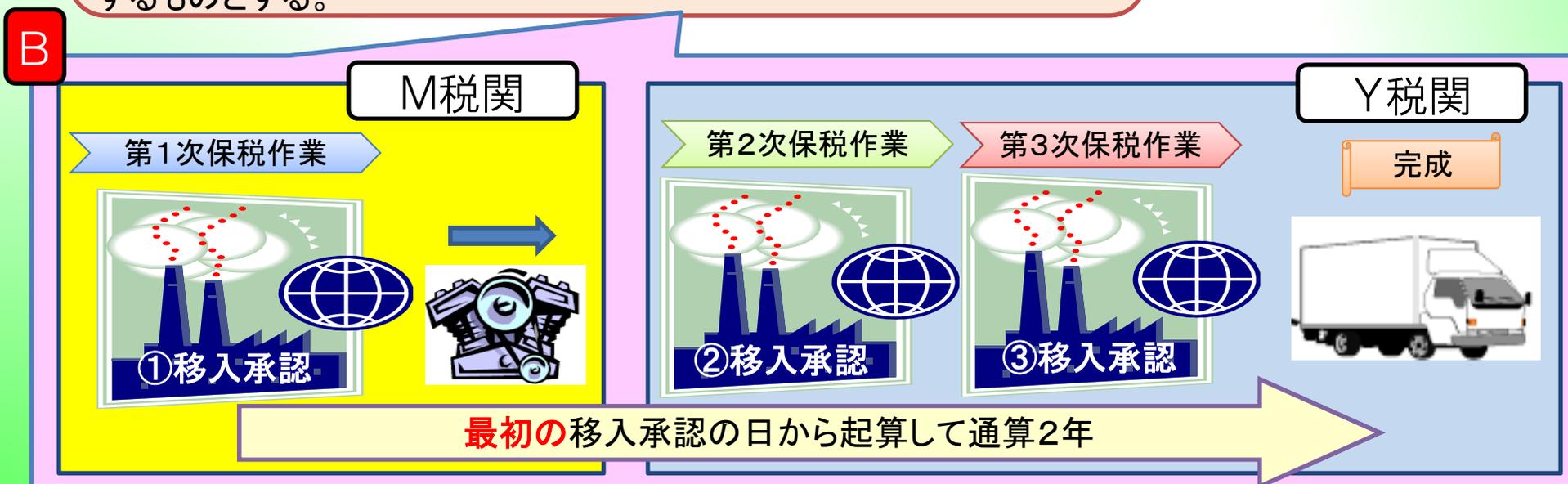
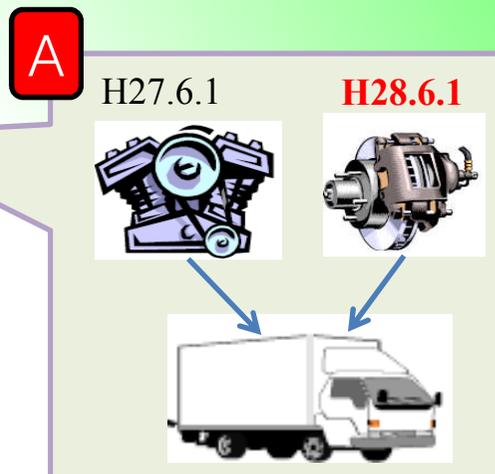
- ・船舶建造のような特殊な保税作業で2年ではその製造が完了しない場合
- ・製品積戻しは明らかであるが、海外との取引の関係から2年以内に積戻しが完了しないことについてやむを得ない事情がある場合は延長可。(施行令50条の2 蔵置場の準用)

2 外国貨物を置くことのできる期間(保税工場)

蔵置期間の計算例(関税法基本通達57-1)

保税工場に置くことの承認を受けた日が異なる原材料を**同時に**使用して保税作業を行った場合は、それらの原料品のうち最後に承認を受けたものについてのその承認の日から計算する。

同一の法人が許可を受けた保税工場が税関の管轄を異にする2以上の場所にある場合において、当該2以上の保税工場にわたって保税作業が行われた場合における外国貨物の蔵置期間は、第1次保税作業が行われた保税工場において置くことの承認が行われた日から計算するものとする。



2 外国貨物を置くことのできる期間(保税工場)

みなし保税蔵置場(関税法第56条第2項)

保税工場の許可を受けた者は、**当該保税工場において使用する輸入貨物**については、当該貨物を当該保税工場に**入れた日から3月までの期間に限り**、当該保税工場につき**関税法第42条第1項(保税蔵置場の許可)**の許可を併せて受けているものとみなす。

【適用を受ける貨物】(関税法基本通達56-16)

- ・当該保税工場で移し入れ承認を受けて保税作業に使用する予定の貨物
- ・輸入許可を受けて保税作業に使用する予定の貨物
- ・これらの原料品と同種の輸入原料品で、輸入の許可を受けて内貨作業に使用する予定の貨物

併設蔵置場(関税法第56条第3項)

↓
併設蔵置場は上記以外の貨物も置くことができる

当該**保税工場の一部の場所**につき、**第42条第1項(保税蔵置場の許可)をあわせて受ける**ことができる。

併設蔵置場＝保税蔵置場ですので、外国貨物を置くことができる期間等も同様となる。

3 見本の一時的持ち出し

3. 見本の一時的持ち出し（関税法第32条）

保税地域から、外国貨物を見本として一時持ち出そうとする場合には、税関長の許可を受けなければならない。

【ポイント】

- 見本の一時的持ち出しが認められる外国貨物は、課税上問題が無く、かつ、少量のものに限られる。
- 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則。
※ 但し、例外として、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合は戻し入れ不要。【関税法基本通達32-1(2)】



3 見本の一時的持ち出し

MHO 見本持出確認登録

ファイル(F) 表示(V)

ご 注 意 !

システムから配信される民間管理資料を保税台帳としている場合、MHO(見本持出確認登録)業務の登録漏れは、記帳義務違反(記帳漏れ)となります!!

処理区分* (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

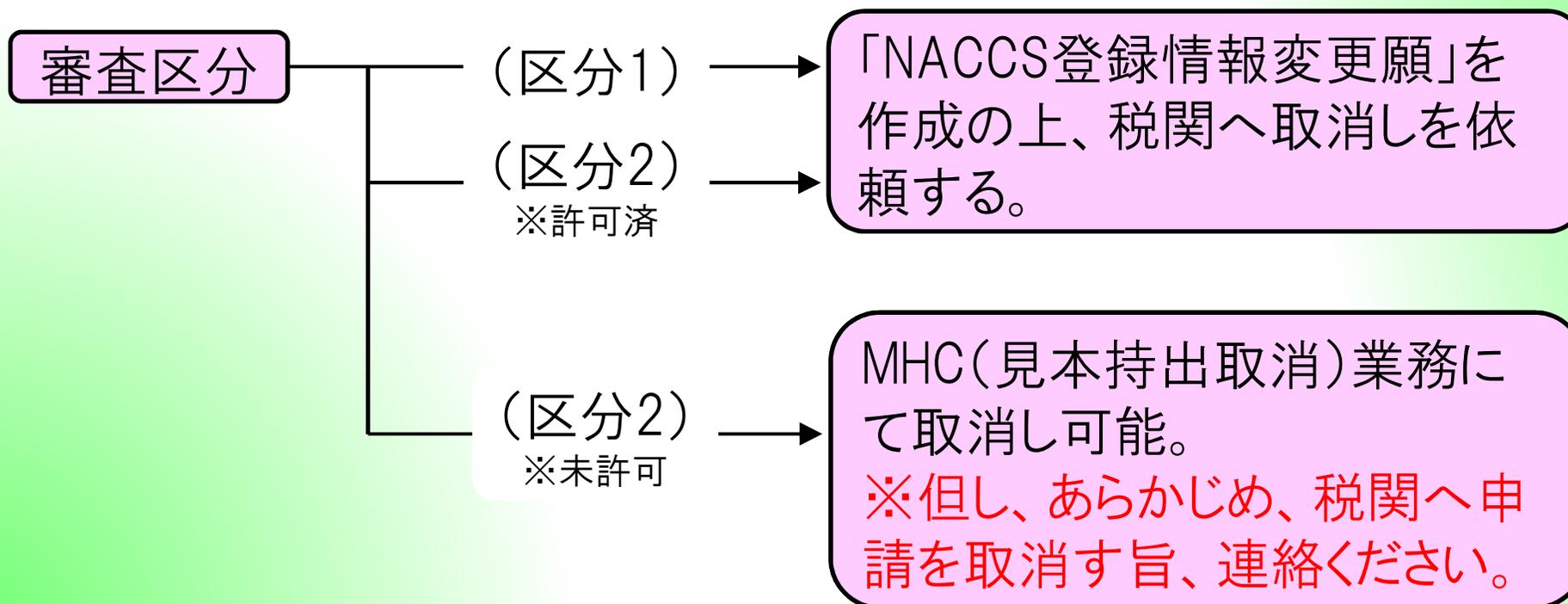
見本持出許可申請番号*

一時持出日時 / / - :

3 見本の一時的持ち出し

MHA(見本持出許可申請)業務の取消し

- 許可済であれば、税関にて取消し
- 未許可であれば、MHC(見本持出取消)業務にて取消し



3 見本の一時的持ち出し

「NACCS登録情報変更申出」記載例

社内整理番号		
N A C C S 登録情報変更申出		
平成 29 年 7 月 29 日		
税 関 書 中		
提出者		
住 所		
北九州市門司区西海岸〇-〇-〇〇		
氏名又は名称		
〇〇〇〇〇〇〇〇		
変更区分	見本持出許可の取消し	
項 目	変 更 前	変 更 後
許可申請番号	651111111111	
持出期間開始年月日	2017/7/20	2017/7/21
変更を必要とする理由		
<p style="text-align: center;">「持出期間開始年月日」を誤って申請したため。</p>		
<p>[注] 1. 「変更区分」欄は、変更を必要とする申告書の名称及び変更内容を記載してください。 2. 「項目」欄は、変更対象となる申告書を特定するための事項、変更を必要とする事項、その他税関が求める事項について記載してください。</p>		
[規格A4]		

3 見本の一時持ち出し

「マニュアル処理」の注意事項

申請番号 税関様式C第3090号

見本持出許可申請書

平成29年7月20日

許可

H29.7.20.

税目番号 申請書

住所 北九州市門司区西海部0-0-00

氏名(名称及び代表権者の氏名) 株式会社〇〇〇〇〇〇

関税法第32条の規定により下記のとおり外国貨物を見本として一時持ち出したいので申請します。

記

搬出場所 <input type="checkbox"/> 〇〇物産品専門営業所				
上記場所に入 入した年月日 平成29年7月19日	持出しの期間 自 平成29年7月20日 至 平成29年7月27日			
持出し先 <input type="checkbox"/> 〇〇米穀食品検査協会				
記号及び番号	品名	原 数	数 量	単 格
R/N 貨物管理番号 13V50MCD544251	MEAT OF FISH, FROZEN ETC	1CS	1kg	等200-
持出しの事由		目録検査のため(記録しない)		

(注) 1. 申請書類には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを漏脱すること
ができません(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載
の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを漏脱)。
なお、申請書は原則として貨主である法人の名称及び代表権者の氏名(申請書が個人
の場合は、申請書の氏名)を記載するものとするが、通関業者が貨主になって申請
する場合は、代理人である旨を明記し、貨主の名称等を併記してください。
2. この申請書は2通提出して下さい。

持出し日 7/21. (残存数 4.)

印

搬出年月日を
忘れずに記入

4 貨物の取り扱い

4. 貨物の取り扱い（関税法第40条）

※法第49条により「保税蔵置場」にも準用

【第1項】

- 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、…これら貨物の内容の点検又は改装、仕分け その他の手入れをすることができる。

【第2項】

- 前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工 その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

4 貨物の取り扱い

【関税法基本通達40-1】

○ 関税法第40条第1項《台帳記帳の記載でできる行為》

(1) 内容点検

開披して内容品の品質又は数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うこと

(2) 改 装

包装を改める行為

(3) 仕分け

貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等の分類、選別すること

(4) その他の手入れ

- ・貨物の記号、番号の刷換え
- ・貨物の現状を維持するための錆みがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ
- ・原産地虚偽又は誤認表示がされている貨物について、その表示の抹消・取りはずし、又は訂正するための作業 等

4 貨物の取り扱い

【関税法基本通達40-1】

○ 関税法第40条第2項《許可を受けてできる行為》

(5) 見本の展示

注文の取り集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること

【具体例】

- ・特定の売主に対する見本展示(例:美術品等)
- ・貴石・貴金属品の検品売買のための見本展示
- ・映画フィルム、ビデオテープ等の試写

(6) 簡単な加工

単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの

【具体例】

- ・輸入毛皮製衣類の補修(縫い目の補修等)
- ・検品のため冷凍貨物を解凍し、検品後再冷凍(税率変更なし)
- ・タピオカ(ハードペレット)の粉砕

(7) その他これらに類するもの

輸出しようとする貨物のうち破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること 等

【具体例】

- ・輸出自動車のエンジン型式プレートの付け替え
- ・輸出自動車メーカーによる点検整備

4 貨物の取り扱い

【ポイント】

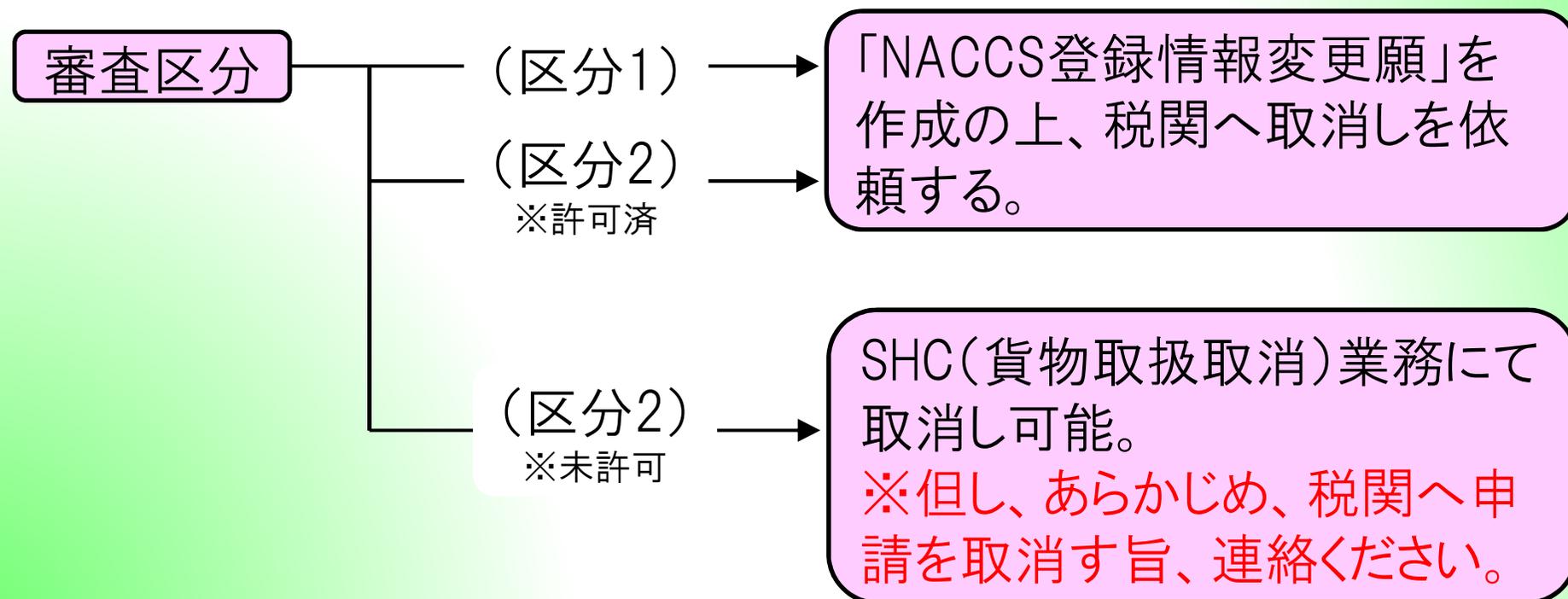
(整理)貨物の取扱い

	行為の種類	税関への手続き
第1項	内容点検	不 要 (自主管理)
	改 装	
	仕 分 け	
	その他の手入れ	
第2項	見本の展示	必 要 (許 可)
	簡単な加工	
	その他これらに類する行為	

4 貨物の取り扱い

CHD(貨物取扱許可申請)業務の取消し

- 許可済であれば、税関にて取消し
- 未許可であれば、MHC(見本持出取消)業務にて取消し



4 貨物の取り扱い

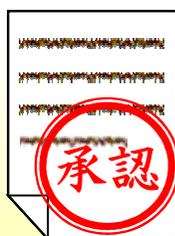
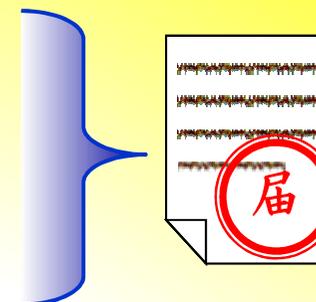
「NACCS登録情報変更申出」記載例

社内整理番号		
N A C C S 登 録 情 報 変 更 申 出		
平成 29 年 9 月 15 日		
役 員 書 中		
提 出 者		
住 所		
北九州市門司区西海岸〇-〇-〇〇		
氏名又は名称		
〇〇〇〇〇〇〇〇		
変 更 区 分	貨物取扱許可の取消し	
項 目	変 更 前	変 更 後
許可申請番号	65555555555	
取扱個数	4 PK	3 PK
取扱数量	200 KGM	150 KGM
1 ページ		
変更を必要とする理由		
「取扱個数」及び「取扱数量」を誤って申請したため。		
[注] 1. 「変更区分」欄は、変更を必要とする申請書の名称及び変更内容を記載してください。 2. 「項目」欄は、変更対象となる申請書に記載するための事項、変更を必要とする事項、その他税関が求める事項について記載してください。		
[規格&4]		

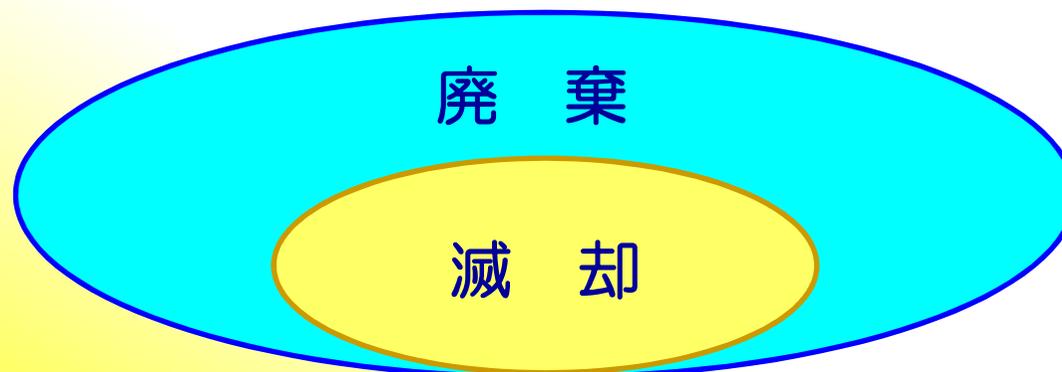
5 外国貨物の廃棄及び滅却

5. 外国貨物の廃棄及び滅却

保税地域にある外国貨物が、腐敗、変質等により輸入できなくなり廃棄する場合、あるいは他法令の規定による輸入の許可、承認等を取ることができず廃棄せざるを得ないような場合には、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない（関税法第34条）。



➡ ただし、税関長の滅却の承認を受けている場合には、届出義務は免除される（同条ただし書）。



5 外国貨物の廃棄及び減却

【貨物の廃棄】

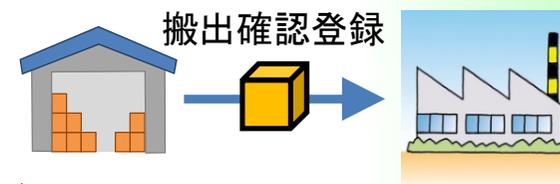
- 「廃棄」とは、外国貨物を減却し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること。(関税法基本通達34-1(1))
- 外国貨物を廃棄しようとする者は「外国貨物廃棄届」(C-3080)を税関に提出。その廃棄が減却以外の廃棄である場合には、廃棄後の現況により輸入手続きを要する。

【貨物の減却】

- 「減却」とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることをいう。
- 廃棄の内容が減却に該当する場合は、「減却(廃棄)承認申請書」(C-3170)により申請し、承認を受ける必要がある。

【ポイント】

- 搬出時に記帳義務があります。
NACCS参加保税地域は、搬出確認登録(OUT業務、BOB業務)を忘れずに！



6 記帳義務

(1) 記帳義務（関税法第34条の2）①

保税地域において貨物を管理する者（許可を受けた者）は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

保税地域の種類	記帳義務者	参 考
指定保税地域	貨物管理者	法34の2 令29条の2第1項 関基34の2-2
保税蔵置場	貨物管理者 (=被許可者)	法34の2 令29条の2第1項 関基34の2-2
保税工場	被許可者	法61の3 令50条 関基61の3-1
保税展示場	被許可者	法62の7 令51条の7 関基62の7-2
総合保税地域	貨物管理者	法34の2 令29条の2第2項 関基34の2-2

※法＝関税法、令＝関税法施行令、関基＝関税法基本通達

6 記帳義務

(1) 記帳義務（関税法第34条の2）②

指定保税地域・保税蔵置場（関税法施行令第29条の2）

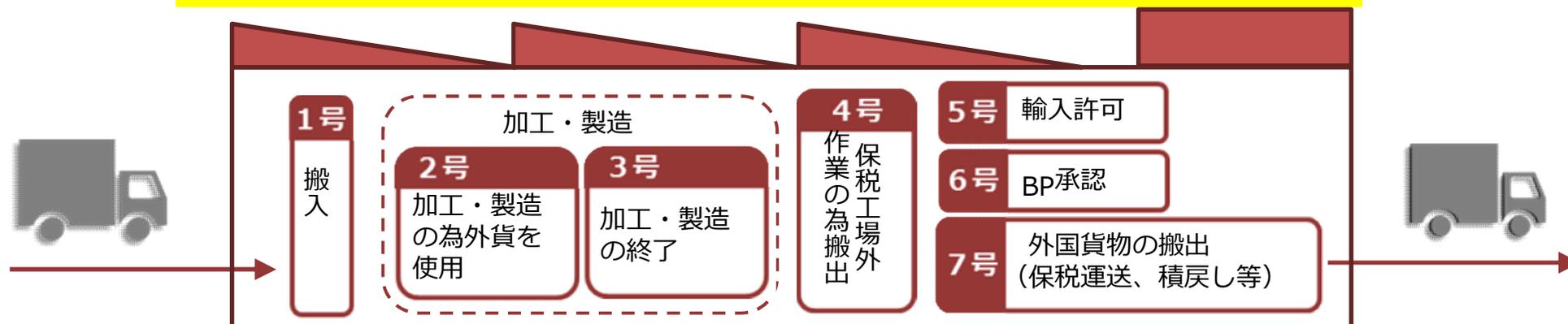


	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
記帳事由	外国貨物、輸出しようとする貨物を入れた場合	外国貨物、輸出しようとする貨物を取扱いした場合	IS承認又は置く期間の指定を受けた場合	輸入の許可を受けた場合	BP承認を受けた場合	見本として一時持ち出した場合	外国貨物を出した場合
記帳事項	貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日、 （初めて搬入する場合）船名、入港年月日、 （保税運送の場合）保税運送承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類、内容、年月日、 （数量等に変更があった場合）変更内容	承認・指定の年月日、承認・指定番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日、許可書番号	貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日、承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日	貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日、許可書・承認書の年月日、番号、外国向けの場合は積込み船舶（航空機）名及び登録記号、出港年月日

6 記帳義務

(1) 記帳義務（関税法第34条の2）③

保税工場（関税法施行令第50条第1項）



	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
記帳事由	外国貨物を保税工場に入れた場合	加工又は製造のため、当該外国貨物を使用した場合	外国貨物についての加工又は製造が終了した場合	保税工場外作業の許可を受けて外国貨物を出した場合	輸入の許可を受けた場合	B P 承認を受けた場合	保税工場から外国貨物を出した場合
記帳事項	貨物の記号、番号、品名、数量、価格、入れた年月日、（移入承認を受けた場合は）承認年月日及び承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、その使用した年月日	加工又は製造によってできた製品の記号、番号、品名、数量、その加工又は製造が終了した年月日	その出した場所並びに当該貨物の記号、番号、品名及び数量	貨物の記号、番号、品名、数量、許可の年月日、許可書の番号	貨物の記号、番号、品名、数量、承認の年月日、承認書の番号	貨物の記号、番号、品名、数量、価格、出した年月日、目的、出すことについて必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びこれらの許可書又は承認書の番号

6 記帳義務

(2) 記帳義務（帳簿に関する規定等）

- 帳簿の保存期間は記載すべき事項が生じた日から起算して2年（※）を経過する日まで。
※届出蔵置場は1年／※保税業務検査を受けた場合は検査を受けた日
- 帳簿は、記帳事項が記載されていれば営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。
- NACCSに参加している保税地域は、システムから配信される民間管理資料を保存し帳簿にすることができる。（電磁的記録により保存する場合はあらかじめ税関へ届け出る必要あり。）

NACCSより配信される民間管理資料

海上貨物（SEA-NACCS）

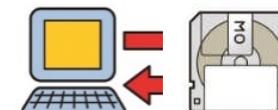
輸入貨物搬出入データ（週報・月曜）
輸出貨物搬出入データ（週報・火曜）
貨物取扱等一覧データ（週報・火曜）

航空貨物（AIR-NACCS）

航空輸入貨物搬出入データ（日報・毎日）
航空輸出貨物搬出入データ（日報・毎日）
航空輸入貨物取扱等一覧データ（日報・毎日）
航空輸出貨物取扱等一覧データ（日報・毎日）



- 民間管理資料を保税台帳とする場合、**取得漏れに注意**未記帳となり、関税法第48条の処分の対象になります。
- 取得したら、内容の確認も行いましょう。
- 電磁的に保存する場合、異なる媒体に**バックアップ**を取りましょう。



6 記帳義務

(3) 社内管理規定(CP=Compliance Program)の整備 ①

【CP導入に係る経緯】

- 昭和46年以前
搬出入の際、税関に届出が必要
- 昭和46年 自主管理の
トライアル的導入
- 昭和47年 自主管理制度導入
- 平成 4年 CP整備の指導開始
- 平成 9年 完全自主管理体制に移行
- 平成12年 CP整備を基本通達化

直接管理

間接管理

勤弁してよ!

受理も
大変!



的確な記帳を
お願いします。

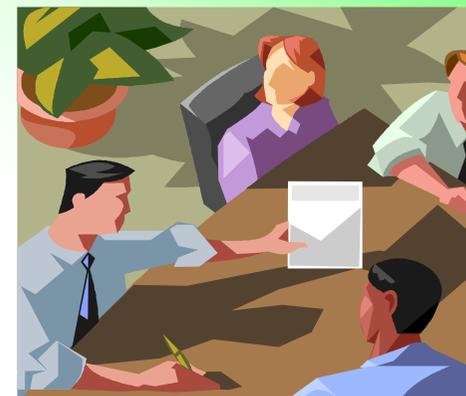


6 記帳義務

(3) 社内管理規定(CP=Compliance Program)の整備 ②

目的

- 迅速かつ適正な通関の確保
- 保税事務の円滑な遂行



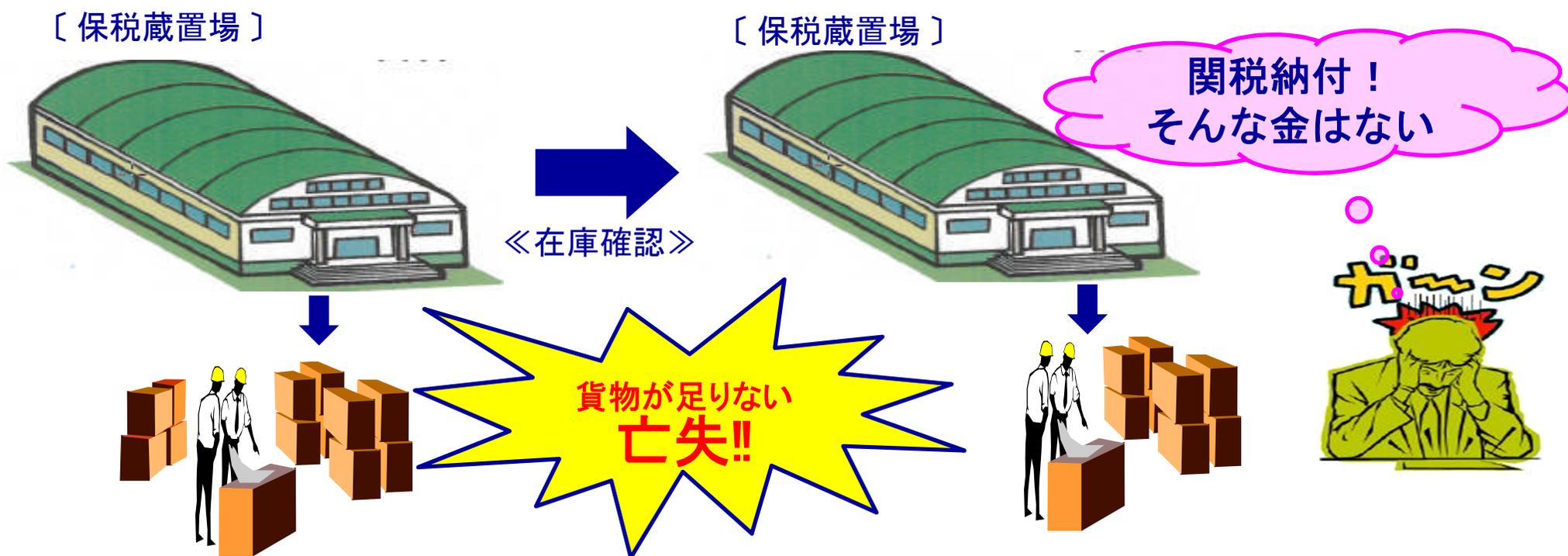
基本項目(関税法基本通達34の2-9)

- 社内管理規定の目的
- 社内管理責任体制の整備
- 貨物管理手続体制の整備
- 貨物保全体制の整備
- 税関への通報体制の整備
- 教育訓練体制の整備
- 評価・監査制度の整備
- その他留意事項

7 関税納付義務

◎ 倉主責任（関税法第45条：関税納付義務）

保税地域にある外国貨物（輸出許可済貨物を除く）が**亡失**し、又は税関長の承認を受け
ることなく**滅却**された場合は、保税地域の許可を受けた者（つまり、倉主）から、直ちに関税を
徴収する。



- 貨物の亡失が判明した場合、速やかに税関へ連絡を！
- 届出が遅れると関税法第48条の**処分の対象**になります。

7 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い① (関税法基本通達23-9, 45-1)

亡失とは

- ・ 原則として、**貨物が物理的に存在しなくなることをいい、**その原形をある程度とどめている場合であっても、その課税物品の本来の性質、形状、商品価値等を失い、これを事故前の状態に復元するには、新たに製造する場合と同等の行為を要すると認められる状況にある場合をいう。

7 関税納付義務

事 例

保税蔵置場において荷崩れが発生し、外国貨物であるスパークリングワインを破損・亡失させた。

発生原因は？

7 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い② (関税法基本通達23-9, 45-1)

例外

- ・あらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合
- ・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合

により亡失

「災害」とは、震災、風水害等の天災、又は火災その他人為的災害で自己の責任によらないもの
「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずるような理由

誤送や窃盗による盗難は「その他やむを得ない理由」に該当しない！

なぜか？



倉主には貨物の
保全義務があるから

7 関税納付義務

◎ 保税運送

保税運送された外国貨物(輸出貨物を除く。)が、**指定された運送期間内**(特定保税運送貨物及び郵便物については7日以内)に**運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者等から直ちに関税が徴収**される。

ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合、又はあらかじめ税関長の承認を受けて減却された場合は、その関税は徴収されないこととされている。(関税法第65条第1項及び第2項、同法第65条の2第1項)。

【具体例】



◆ その他

- 保税地域における事務処理手続き
- 貨物の誤搬出に係る非違事例
- 参考:NACCS業務(輸入コンテナ貨物)
- 参考:NACCS業務(輸出コンテナ貨物)
- 参考:NACCS業務(掲示板・保税関係)
- 不審情報について

保税地域における事務処理手続き

(1) 輸入貨物における事務処理手続き

	搬入手続き	蔵置中の手続き	搬出手続き
			
手続等	<p>① 搬入書類と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 記号、番号、品名、数量及びコンテナシール等の異常の有無を確認 保税運送承認書に「要確認」等の記載がある場合は税関へ連絡 <p>② 搬入事実の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入関係書類に到着年月日、搬入開始・終了年月日等を記載 <p>③ 不審貨物等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 品名相違、数量過不足、重大な損傷があった場合、税関へ連絡 麻薬、けん銃等輸入が禁止されている貨物の場合、税関へ連絡 <p>④ 記帳（保税台帳）</p> <p>⑤ 搬入書類の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入関係書類写しを保税部門へ提出（1週間分程度まとめて） 	<p>① 内国貨物との区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載船（機）名、品名、個数、数量、搬入年月日を表示し区分 <p>② 危険物の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物、他の貨物を損傷等させるおそれのある貨物は区分 <p>③ 貴重品の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物は特別の保管施設に <p>④ 記帳（保税台帳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵置中に貨物の取り扱いや見本の一時持ち出しなど、記帳義務に該当する事実があった場合、速やかに記帳 	<p>① 許可書等と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬出について、許可・承認等が必要な貨物の場合、搬出者より許可書等を提示させる 提示された書類と貨物を対査し、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、認印を押す <p>② 不審貨物の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 提示書類に不審点や貨物との相違点があった場合、税関へ連絡 <p>③ 記帳（保税台帳）</p> <p>④ 関係書類の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ①で提示された書類の写しを原則6月間（保税工場は1年）保管 ※保税検査を受けたものは6月前でも保存を要しない
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> NACCSにより搬入確認情報を登録した場合、上記⑤は不要 搬入関係書類は、船卸票、保税運送承認書、送り状等 	<ul style="list-style-type: none"> 亡失した場合、届出が必要 保税地域外に貨物を蔵置することは出来ない 許可を受けた蔵置貨物の種類以外の貨物を置くことは出来ない 長期蔵置貨物が確認された場合、税関へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> NACCS参加保税地域において、NACCSにより輸入許可、BP承認を受けた場合、輸入許可書、BP承認書の提出を求めることは不要 NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、上記④は不要

※NACCS参加保税地域の場合、上記に加え、必要なNACCS業務を行うこと。

※NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、必要なNACCS情報の登録が記帳となる。

保税地域における事務処理手続き

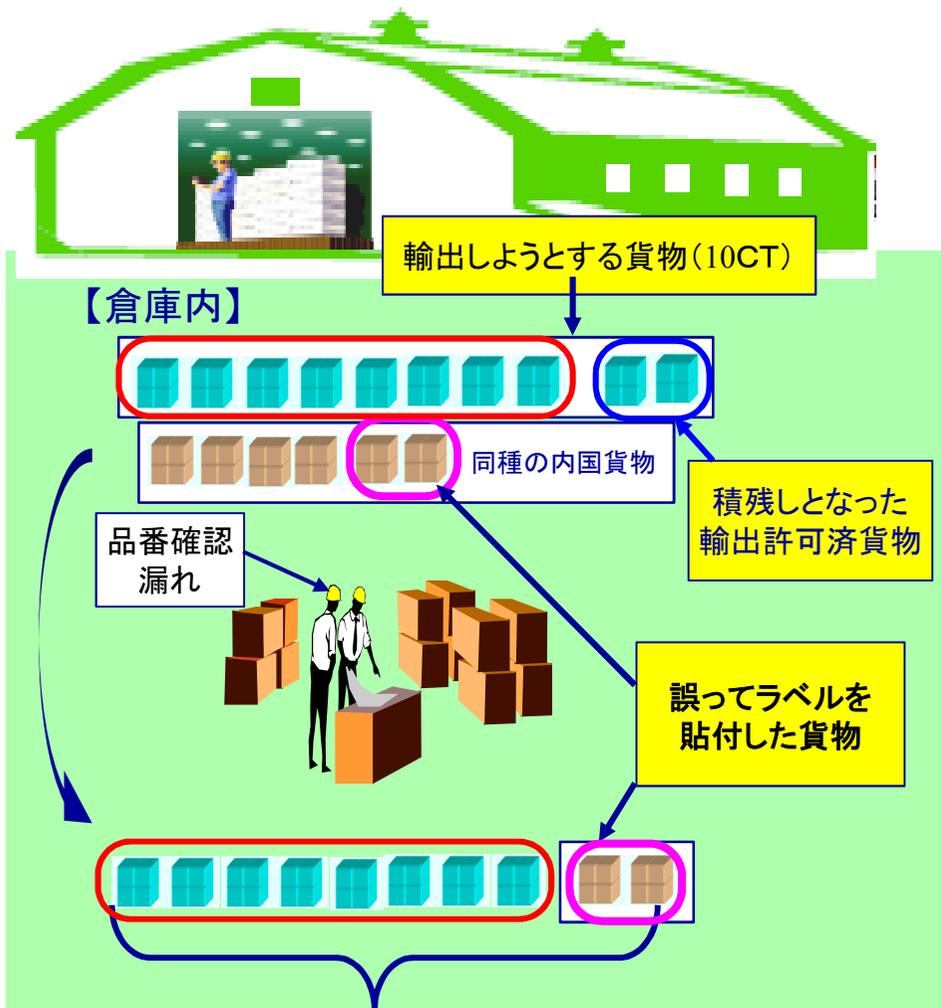
(2) 輸出貨物における事務処理手続き

	搬入手続き 	蔵置中の手続き 	搬出手続き 
手続等	<p>① 搬入伝票と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認 <p>② 不審貨物等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物や法令で輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがある場合、税関へ連絡 <p>③ 記帳（保税台帳）</p>	<p>① 内国貨物との区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 積載船名、品名、個数、数量、搬入年月日を表示し区分 <p>② 危険物の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物、他の貨物を損傷等させるおそれのある貨物は区分 <p>③ 貴重品の区分蔵置</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物は特別の保管施設に <p>④ 記帳（保税台帳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵置中に貨物の取り扱いや見本の一時持ち出しなど、記帳義務に該当する事実があった場合、速やかに記帳 	<p>① 許可書等と貨物の対査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出許可済貨物を搬出する場合、貨物の貨主等に、輸出許可書又は送り状を提示させる 提示された書類と貨物を対査し、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認 <p>② 不審貨物の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 提示書類に不審点や貨物との相違点があった場合、税関へ連絡 <p>③ 記帳（保税台帳）</p> <p>④ 関係書類の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ①で提示された書類の写しを原則6月間（保税工場は1年）保管 ※保税検査を受けたものは6月前でも保存を要しない
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 亡失した場合、届出が必要 保税地域外に貨物を蔵置することは出来ない 許可を受けた蔵置貨物の種類以外の貨物を置くことは出来ない 長期蔵置貨物が確認された場合、税関へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、上記④は不要

※NACCS参加保税地域の場合、上記に加え、必要なNACCS業務を行うこと。

※NACCS民間管理資料を帳簿とする場合、必要なNACCS情報の登録が記帳となる。

貨物の誤搬出に係る非違事例



外国貨物の誤搬出に係る非違事例 ①

事例の概要)

- ① M国向けに輸出しようとする貨物10CTを保税蔵置場に搬入し、保税台帳に記帳した。
- ② 現場担当者が、品番の確認をせずに輸出用ラベル(以下「ラベル」という。)の貼付作業を行ったことから、当該貨物10CTの隣に蔵置されていた同種の内国貨物2CTに誤ってラベルを貼付してしまった。
- ③ その後、上記①で搬入した貨物について、輸出許可を受け、バンニングを行ったが、その際も、誤ってラベルを貼付した貨物に気付くことなく作業を終了し、蔵置場から搬出した。
- ④ 結果、誤ってラベルを貼付した輸出許可未済貨物2CTを誤搬出し、輸出許可を受けた2CTは積み残しとなった。
- ⑤ 保税台帳は、当初の輸出予定貨物について、輸出許可を受け、全量搬出と記帳された。

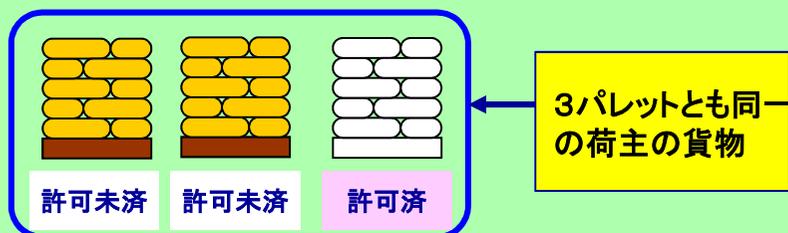
判定

- ・ 輸出許可を受け、積み残しとなった2CTについては、搬出していないにもかかわらず、搬出の記帳をしたため、記帳義務違反となる。

貨物の誤搬出に係る非違事例



【倉庫内】



荷主訪問

荷主からの
搬出指示！



3パレットとも輸入許可済
と思いこみ 搬出

外国貨物の誤搬出に係る非違事例 ②

事例の概要)

- ① 輸入申告予定の外国貨物について、当該貨物の荷主が 搬出の立会いを行うために、保税蔵置場を訪問した。
- ② 荷主は、現場担当者に、貨物の搬出を指示した。
- ③ 現場担当者は、荷主から搬出指示があった貨物全量については既に輸入許可済であると思い込み、輸入許可書との対査を行うことなく、輸入許可済貨物とともに輸入未許可貨物についても、搬出したもの。

判定

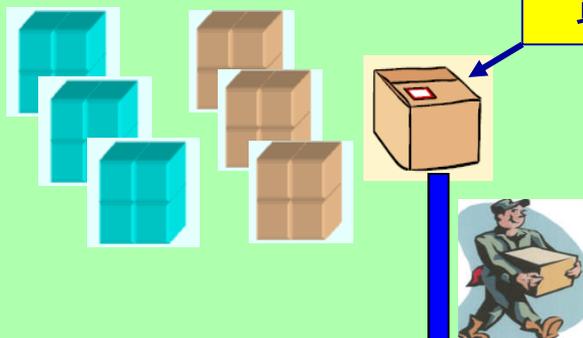
- ・ 輸入未許可貨物(外国貨物)に係る搬出の記帳がないため、記帳義務違反となる。

貨物の誤搬出に係る非違事例



【倉庫内】

減却予定
貨物



【搬出後】

減却申請が
されていない！



搬出登録不可
(BOB)

外国貨物の誤搬出に係る非違事例 ③

事例の概要)

- ① 通関担当者は、保税担当者に減却予定貨物があることから、当該貨物について搬出の準備をして欲しい旨の依頼をした。(ただし、この時点では減却承認申請は行われていない)
- ② 保税担当者は、この依頼を減却承認手続終了後の搬出指示と思い込み、減却承認書を確認することなく、現場担当者に減却予定貨物の搬出を指示し、現場担当者は、指示に基づき当該貨物を搬出した。
- ③ 搬出後、保税担当者がNACCSに搬出登録をしようとしたところ、搬出の登録ができなかった。調査した結果、当該貨物に係る減却承認手続が未済のまま搬出されていたことが判明した。

判定

- ・ 外国貨物の搬出の記帳がないため、記帳義務違反となる。

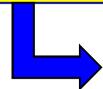
貨物の誤搬出に係る非違事例



【倉庫内】



バンニング



コンテナ

内国貨物の誤搬出に係る事例

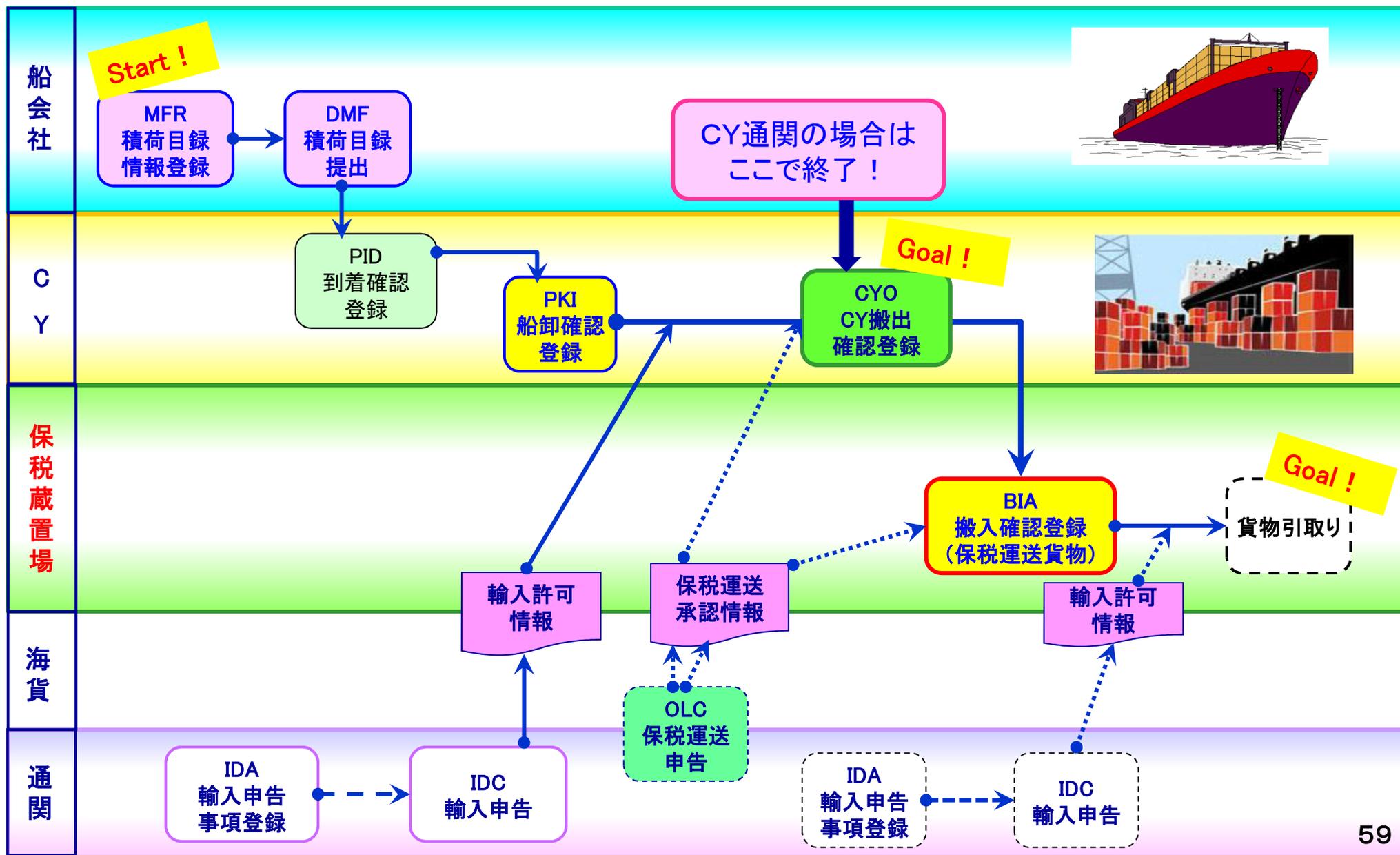
事例の概要)

- ① 保税蔵置場の現場担当者は、輸出許可済貨物(A)をバンニングした。
- ② 貨物(B)は、(A)と同じ仕向地へ輸出する予定であったため、現場担当者は貨物(B)についても、既に輸出許可を受けていると思い込み、(A)のバンニング終了後、同じコンテナに貨物(B)もバンニングして搬出した。
- ③ 本事案では、貨物(A)の搬出及び記帳は適正に行われたが、輸出許可未済貨物である貨物(B)を誤搬出したもの。

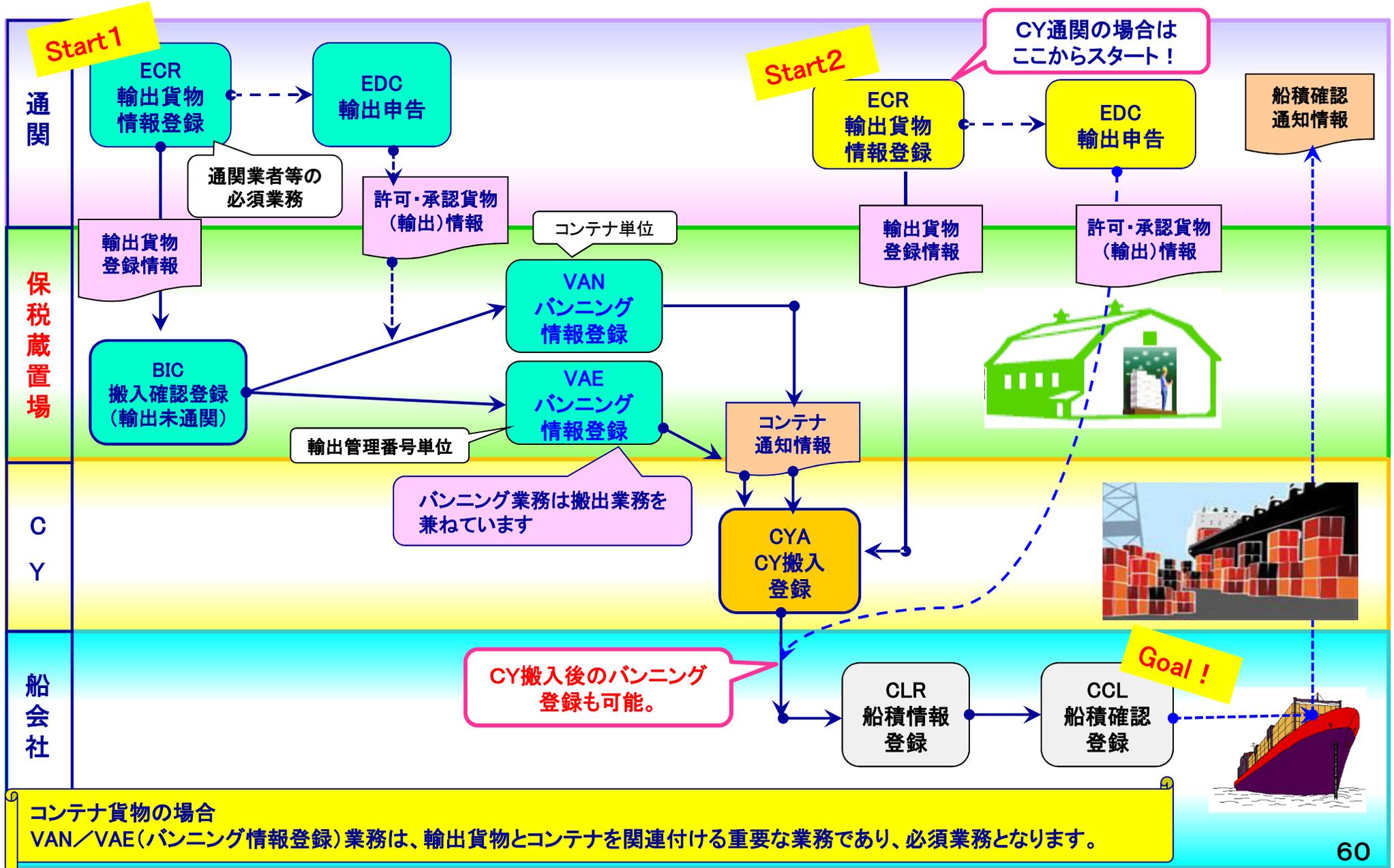
判定

- ・ 内国貨物(輸出予定貨物)を誤って海外へ送り出した場合には、誤搬出による記帳義務違反にはならないが、同様な事案が頻発する場合、業務遂行能力の欠如として、関税法第48条第1項第2号処分となる可能性がある。

参考:NACCS業務(輸入コンテナ貨物)



参考：NACCS業務（輸出コンテナ貨物）



参考:NACCS業務(掲示板・保稅關係)

NACCS 公式ホームページへ

検索 > 問合せ先 > サイトマップ

TOP | NACCSのご利用方法 | 申込手続 (NSS) | **NACCS業務仕様・関連資料** | よくある問合せ

人・物・国をつなぐ
「総合的物流情報プラットフォームシステム」としてのNACCSを通じて、
国際物流の発展に貢献します。

航空運送貨物
を取り扱われるお客様へ

海上運送貨物
を取り扱われるお客様へ

NACCS 運転状況メール
配信サービス

運転状況
稼働時間 <24時間> (計画停止を降く) 00:00 現在 / 正常運転中

新着情報 航空 海上 共用 税関 関係省庁

- NACCS 【通関業者の皆様へ】輸出貿易管理令別表コードの一部改正について (2014年7月23日)
- NACCS NACCS/バック機種追加のお知らせ (2014年7月22日)
- 税関 税関発給コード (税関輸出者コード・仕出人・仕向人コード) を更新しました。(2014年7月22日)

NACCS 公式ホームページへ

検索 > 問合せ先 > サイトマップ

TOP | NACCSのご利用方法 | 申込手続 (NSS) | **NACCS業務仕様・関連資料** | よくある問合せ

TOP > NACCS業務仕様・関連資料 > 業務仕様書・講習会資料

NACCS業務仕様・関連資料

業務仕様書 > 業務仕様書

業務コード集

航空業務エラーメッセージ集

海上業務エラーメッセージ集

仕様変更一覧

EDI仕様書

航空業務講習会資料

海上業務講習会資料

電算関係税関業務

検索

コード別

- > 0-9
- > A
- > B
- > C
- > D
- > E
- > M
- > N
- > O
- > P
- > Q
- > S

航空関連業務仕様書

- コード別
- 入出港関連業務
- 輸出関連業務
- 輸入関連業務
- 輸出入共通業務
- 税関業務
- オンライン業務共通設計書

Sea-NACCS業務講習会資料

業務講習会資料

項目	資料	更新履歴
入出港業務	NACCS業務講習会資料【入出港】(7.39MBytes)	2013/10/11 (174KBytes)
通関業務	NACCS業務講習会資料【輸出通関】(4.99MBytes)	2014/04/18 (206KBytes)
	NACCS業務講習会資料【輸入通関】(5.55MBytes)	2014/04/18 (280KBytes)
通関関連業務	NACCS業務講習会資料【関税等修正申告】(1.91MBytes)	2014/04/18 (117KBytes)
	NACCS業務講習会資料【関税等更正請求】(2.18MBytes)	2014/04/18 (102KBytes)
	NACCS業務講習会資料【当初申告呼出し】(1.23MBytes)	2013/10/11 (127KBytes)
	NACCS業務講習会資料【時間外届出】(804KBytes)	2013/10/11 (85.1KBytes)
	NACCS業務講習会資料【申告添付業務】(2.26MBytes)	2014/04/18 (117KBytes)
保稅業務	NACCS業務講習会資料【保稅】(4.39MBytes)	2013/10/02 (205KBytes)
CY・船舶代理店業務	NACCS業務講習会資料【CY・船舶代理店】(1.99MBytes)	2013/10/11 (151KBytes)

〈最後に〉

・本日の復習(練習問題)



《問題1》

指定保税地域や保税蔵置場において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設けなければならないが、その帳簿の保存期間は、帳簿を作成してから2年である。



答え

×



《解説》

帳簿を保存する期間は、「**記載すべき事項が生じた日**」から起算して2年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合は、当該保税業務検査を受けた日）までです。

（関税法基本通達34の2-3）



《問題2》

外国貨物が腐敗し、本来の用途としての価値がなくなり、他の蔵置貨物にも影響を及ぼす可能性があることから、直ちに、外国貨物をくずとして産業廃棄物業者に処理してもらった。



答え

X



《解説》

保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめ廃棄したい旨を税関に届け出なければなりません。

（関税法第34条）

なお、滅却以外の廃棄である場合には、廃棄後の現況で貨物に経済的価値が残る場合には、輸入の手続きが必要となります。

（関税法基本通達34-1(3)）



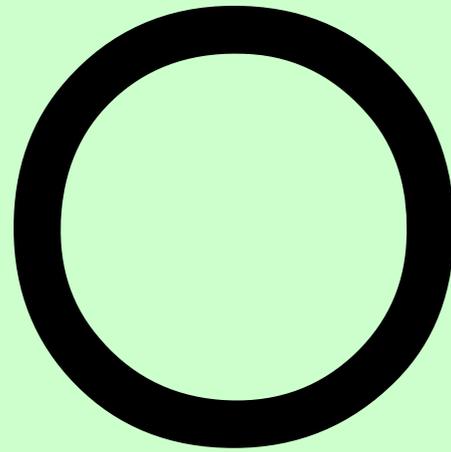
《問題3》

海外から到着した貨物について、買手が決まらないことから、A保税蔵置場で蔵入承認(IS)を行い保管していたが、A蔵置場の保管料が割高のため、B保税蔵置場に移した。

B保税蔵置場での蔵置期間に、A保税蔵置場に貨物を置いていた期間は通算(合算)される。



答え



《解説》

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、「当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年」とすることから、保税蔵置場に置くことの承認がなされた貨物については、2以上の保税蔵置場の蔵置期間は通算されます。

（関税法第43条の2）



《問題4》

輸出しようとする中古自動車を保税蔵置場の野積場に保管していたが、台風により中古自動車のフロントガラスが破損したため、同種のフロントガラスと交換したことから、保税台帳に当該行為の種類、行為内容及び取り扱い年月日を記載した。



答え

×



《解説》

保税地域に蔵置中の輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は、不良品をこれと同種の完全品と交換する行為は、関税法第40条第2項に規定する「その他これらに類する行為」に該当することから、税関長の許可が必要な行為となる。

（関税法基本通達40-1(7)）



《問題5》

A保税蔵置場に蔵置中の輸出の許可を受けた貨物をコンテナにバンニングするため、倉庫の現場担当者が、記号、番号及び数量確認等を行ったところ、当該貨物が1C/T足りないこと発見したため、管轄の税関に直ちに報告した。

A保税蔵置場の被許可者は、外国貨物である輸出許可済貨物を亡失させたことから、倉主責任により、関税を納付しなければならない。



答え

×



《解説》

保税蔵置場にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の被許可者直ちにその関税を徴収することになるが、輸出の許可を受けたかもつは除かれている。

（関税法第45条第1項）

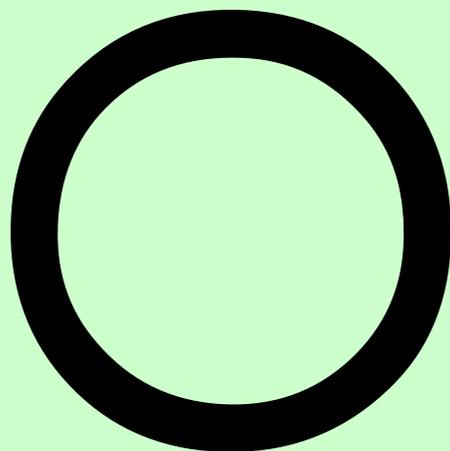


《問題6》

保税蔵置場の被許可者が許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止するときは、あらかじめ、その旨を税関長に届け出なければならず、業務休止中は外国貨物を搬入してはならない。



答え



《解説》

保税蔵置場の被許可者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を税関長に届け出なければならない。

（関税法第46条）

また、休業期間中は、保税蔵置場に外国貨物が置かれていないことを原則とする。

（関税法基本通達46-1）

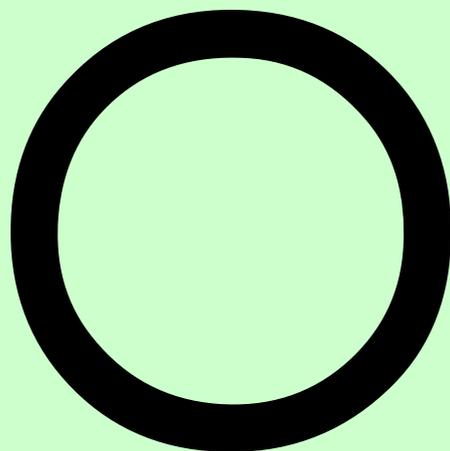


《問題7》

保税蔵置場の屋根に経費削減のため、太陽光発電用パネル設備を設置する予定があることから、税関に工事届を提出した。



答え



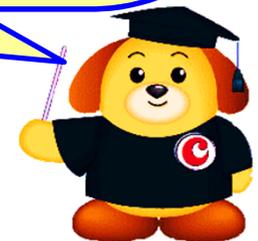
《解説》

保税蔵置場の被許可者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、**あらかじめ**、その旨を税関長に届け出なければならない。

（関税法第44条第1項）

工事届が必要とされる場合(例)

- ・老朽化した建屋の改修、構造物の設置
- ・周囲フェンスの改修
- ・冷凍倉庫の鉄扉の取換え
- ・加工用機械、防犯カメラ、太陽光発電用パネル等の設備の設置



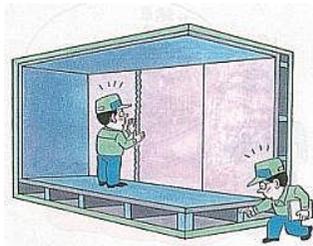
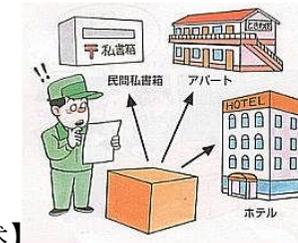
税関への情報提供について

あなたの回りにこんな貨物や問い合わせがありませんか・・・？

○ 情報提供の事例

【外見が不自然な貨物】

- (1) 異常に嚴重な梱包がされている貨物
- (2) 開梱された形跡のある貨物
- (3) 同種の貨物で重量、寸法が異なる貨物
- (4) ケース番号、マークの色、書き方が他と異なっている貨物
- (5) 珍しい記号、目印のある貨物



【不自然なコンテナ】

- (1) シールが破損・改造等異常な場合
- (2) ペンキ、溶接跡が不自然である
- (3) 修繕・加工がされており、素人工事である
- (4) 天井、壁がベニヤ・鉄板で覆われている
- (5) 外壁に不審な加工がされている

【配送先が不自然】

- (1) 急な配送先の変更
- (2) 特定の貨物について配送を急ぐ
- (3) 貨物を駐車場、アパート、ホテル、私設私書箱へ配送させる



【不自然な問い合わせ】

- (1) 輸入名義人以外からの問い合わせ
- (2) 特定貨物について頻繁な問い合わせ
- (3) 身分を明かさぬ電話での問い合わせ
- (4) 連絡が一方向的で、相手の連絡先が不明



【通関依頼が不自然】

- (1) 通関を異常に急いでいる
- (2) 暴力団らしき者からの依頼
- (3) 蔵置場所、名義者が転々としている
- (4) 一見の客と思われる者からの依頼
- (5) 内容点検、税関検査に異常な指示・注文がある

【取引形態が不自然】

- (1) 荷主以外からの保管料等の支払い
- (2) 仕出地、中継地等のルートが不自然

搬出入・蔵置中の貨物、何かおかしいと感じたら、些細なことでも直ちに責任者に伝え、税関へ連絡を！

テロの未然防止強化について

- 保税地域がテロに狙われないために
- テロ関連貨物が日本に持ち込まれないために

**テロ関連についても同様に
ご協力と対策強化をお願いします！**

テロに利用されないために
顧客管理の強化を！



- ★ 身元や連絡先がはっきりしない者(会社)からの依頼は受諾しない。
- ★ 蔵置貨物について、特に新規顧客の貨物については、実輸入者や配送先等を把握する。

顧客管理をしっかりとお願いします！

- ★ 通関関係書類に不審点(手書きで修正等)がある。
- ★ 急遽、無理な日程での依頼
- ★ 配送先等が不審(後で連絡する) 等

不審点がないか確認！



テロ防止！

STOP / TERRORISM

税関では、不正薬物など社会に害を及ぼす物品の密輸阻止とともに、テロ対策にも取り組んでいます。

○密輸ダイヤル 0120-461-961

○税関HP <http://www.customs.go.jp/moji/>



お問い合わせ 門司税関監視部統括監視官(保税部門)

TEL:050-3530-8388

FAX:050-3530-8398

テロ関連貨物の規制



【関税法第69条の11第1項】

- 第2号 拳銃、小銃、機関銃及び砲、
これらの銃砲弾並びに拳銃部品
- 第3号 爆発物
- 第4号 火薬類
- 第5号 化学兵器の製造の用に供される
恐れが高い毒性物質及びその原料物質
- 第5号の2 生物テロに使用される恐れのある
病原体等

爆発物の原料となり得る化学物質

【爆弾テロ事件等で原料に使用された物質】

◆劇物

- ・硫酸・塩酸・過酸化水素・硝酸
- ・塩素酸カリウム及びナトリウム



◆劇物以外の化学物質

- ・尿素・硝酸アンモニウム・アセトン
- ・ヘキサミン及び硝酸カリウム

出典：警察庁警備局警備企画課通達

(11品目を指定)

テロ組織の主な活動国等



【中東】

- ・イエメン・イスラエル及びパレスチナ・イラク
- ・シリア・トルコ・レバノン

【アフリカ】

- ・アルジェリア・ウガンダ・エジプト・エリトリア
- ・ソマリア・ナイジェリア・マリ

【アジア】

- ・アフガニスタン・インド・インドネシア
- ・ウズベキスタン
- ・カシミール地方・パキスタン・フィリピン

【その他】

- ・英国・イタリア・ロシア 他

出典：公安調査庁「国際テロリズム要覧」

「何かおかしいな??」と
感じたら...

【密輸ダイヤル】
0120-461-961 まで!



おわりに

今後とも、
関税法等関係法令の各規定を遵守し、**適正な
貨物管理**を行っていただくようお願いいたし
ます！！

情報提供もよろしくお願ひします！！

